

富士川水系戸川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

位置図



索引図



南アルプス市

富士川町役場

富士川町

敏沢口駅

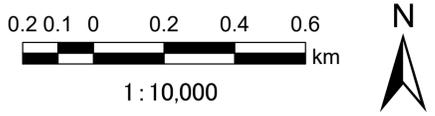
市川三郷町

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
- 河川等範囲
- 市町村界

富士川水系戸川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流))

- 1 説明文
(1) この図は、富士川水系戸川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域) を表示した図面です。
(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の戸川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により戸川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流) は、一定の仮定を与えて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋が無い更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
(1) 作成主体 山梨県
(2) 指定年月日 令和3年3月25日
(3) 告示番号 山梨県告示 第110号
(4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項
(5) 対象となる水位周知河川 富士川水系 戸川 (実施区間)
左岸: 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町敏沢字薄田340番の20地先まで
右岸: 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町敏沢字新地835番の8地先まで
(6) 指定の前提となる降雨 140.38mm/1時間
(7) 関係市町村 富士川町



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 2JHs 1133)

※A1出力時は1:10000、A3出力時は1:20000